



◆放課後キッズクラブ利用登録について

- 1 放課後キッズクラブとは …P1
- 2 開所日について …P1
- 3 開所時間について …P1
- 4 キッズクラブを利用できるお子さん …P1
- 5 利用区分 …P2
- 6 利用料等 …P3
- 7 傷害見舞金制度 …P4
- 8 利用申込みについて …P5
- 9 利用の決定について …P6

◆放課後キッズクラブの利用について

- 10 利用方法 …P7
- 11 事前の利用予定 …P7
- 12 おやつについて …P8
- 13 利用料等の支払い方法 …P8

- 資料／
- 傷害見舞金制度負担金のお振り込みと利用申し込み方法について
 - 傷害見舞金制度に関する Q&A
 - 横浜市寡婦（夫）控除のみなし適用に伴う減免措置のご案内
 - 【記入例】 「放課後キッズクラブ利用申込書」
 - 「放課後キッズクラブ利用区分変更申込書」
 - 【記入例】 「就労（予定）証明書」

◆重要 別紙／放課後キッズクラブからの「お願い」と「お知らせ」

※必ず、ご確認をお願いいたします。

放課後キッズクラブ利用登録（年度ごと）について

1 放課後キッズクラブとは

放課後キッズクラブは、すべての子どもたちを対象にして、小学校施設を活用し、「遊びの場」と「生活の場」を兼ね備えた安全で快適な放課後の居場所を提供することを目的とした事業です。

2 放課後キッズクラブの開所日について

放課後キッズクラブは、以下の（１）～（３）の日を除き、毎日開所します。

- （１）日曜日
- （２）国民の祝日
- （３）12月29日から1月3日まで

※学校の「引取り訓練日」や工事日など、学校からの要請により、閉所する場合には、『キッズニュース』などで事前にお知らせします。

3 放課後キッズクラブの開所時間について

放課後キッズクラブの開所時間は次のとおりです。

開所日	開所時間
月曜日から金曜日	放課後から午後7時まで
土曜日	午前8時30分から午後7時まで
学校休業日	

※土曜日、学校休業日及び午後5時以降については、利用希望がない場合等は、開所または、開所時間を短縮することがあります。

※当日午後2時の時点で、午後5時以降の利用希望がない場合は、午後5時で閉所いたします。

※その他、キッズを閉所するやむを得ない理由がある場合は、閉所することがあります。

4 放課後キッズクラブを利用できるお子さん

放課後キッズクラブは、当該小学校に通学している1年生から6年生までのお子さんが利用できます。また、当該小学校の通学区域内に居住している国立小学校、私立小学校又は特別支援学校等に通学しているお子さんも利用できます。

5 利用区分

放課後キッズクラブには、【[利用区分1](#)】と【[利用区分2](#)】の2種類の利用区分があります。

利用申込みの際に、利用方法や保護者の就労状況等を踏まえ、登録する区分を選んでください（利用区分は年度の途中で変更することができますが、原則月途中での利用区分の変更はできません）。

	利用区分1	利用区分2
登録条件	<ul style="list-style-type: none"> 当該小学校に通学しているお子さん 当該小学校区に居住し、国立小学校、私立小学校又は特別支援学校等に通学しているお子さん 	利用区分1の条件に加え、 <u>留守家庭児童</u> であること ★留守家庭児童とは… <ul style="list-style-type: none"> 保護者が就労等により、お子さんが帰宅する時間に家庭にいない 健康上の理由等により、保護者が昼間家庭にいてもお子さんの健全育成ができる状態にない
利用時間 ・ 利用料	平日 : 放課後～ <u>午後5時まで</u> ※ 土曜日及び学校休業日 : <u>午前8時30分～午後5時まで</u> ※ <u>無料</u> ※ ※午後5時以降も利用する場合は、 <u>1回800円の利用料+おやつ代(100円/回)</u> をお支払いいただきます。ただし、他のお子さんの利用状況等により、希望した日に利用できない場合があります。	平日 : 放課後～ <u>午後7時まで</u> 土曜日及び学校休業日 : <u>午前8時30分～午後7時まで</u> <u>月額5,000円</u> ※ <u>※減免制度あり</u> ★利用の有無に関わらず、利用区分2に登録することにより月額5,000円がかかります。 ★月額の利用料のほか、おやつ代が利用日数分がかかります（おやつ代：1回100円）。
定員	なし	あり
傷害見舞金制度 負担金	お子さん1人につき年額500円	
利用申込に必要な書類	利用申込書 <記入例参照>	① 利用申込書 <記入例参照> ② 留守家庭児童であることの証明書 (就労証明書、病気・障害等申告書等) ※所定用紙あり/キッズクラブにお問い合わせください。 ※アレルギーのあるお子さんは、学校生活管理指導票の写し

6 利用料等

項目	利用区分1	利用区分2
利用料	<u>無料</u> ※午後5時以降も利用する場合は1回800円	<u>月額5,000円*</u> ※利用料の減免制度が適用される世帯は月額2,500円
傷害見舞金制度負担金	<u>お子さん1人につき年額500円</u>	
おやつ代	<u>なし</u> ※午後5時以降も利用する場合は1回100円	1回 100円
材料費及びプログラム参加費等	<u>実費相当額</u>	

【利用料減免制度について】

放課後キッズクラブには、利用料の減免制度があります。減免対象となるのは、利用区分2の月額利用料（月額5,000円⇒月額2,500円）のみです。おやつ代、材料費及びプログラム参加費等の実費、利用区分1の一時利用料（1回800円）については、減免対象外となります。

※減免制度対象世帯の方は、世帯の状況により、次の書類の提出が必要です。

利用申込書を放課後キッズクラブへ提出する際に、あわせて提出してください。

世帯の状況	提出が必要な書類
生活保護世帯	<u>保護証明書【原本】又は生活保護費支給証【写し】</u> ※保護証明書は、区役所生活支援課生活支援係の担当ケースワーカーに依頼してください。（無料）
市民税所得割非課税世帯	次のいずれかの書類 ① <u>市民税・県民税課税（非課税）証明書【原本】</u> ※区役所税務課で取得することができます（1件につき300円がかかります）。 ② <u>市民税・県民税税額決定・納税通知書【写し】</u> ※区役所で納入している場合は、区役所から送付されます。 ③ <u>給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額通知書【写し】</u> ※勤務先で徴収されている場合は、勤務先からもらえます。 ★利用料の減免を受けようとする月によって、必要な各種証明書の年度が異なります。詳細は当該小学校キッズクラブにお問い合わせください。
寡婦（夫）控除をみなし適用した場合に市民税所得割非課税となる世帯※	<u>横浜市寡婦（夫）控除のみなし適用通知書</u>

※以下の①～③すべてに該当する方は、横浜市こども青少年局放課後児童育成課（Tel：671-4068）へお問合せください。（問合せ先については4月中旬以降変更となる可能性がありますので、横浜市ホームページでご確認いただくか、キッズクラブへお問合せください。）

- ①一度も結婚したことがない
- ②0～19歳の子どもがいる
- ③収入が少ない

なお、控除の再計算の結果、合計所得金額が125万円以下の方が、利用料減免対象となります。詳細は「横浜市寡婦（夫）控除のみなし適用に伴う減免措置のご案内」をご覧ください。

7 傷害見舞金制度

放課後キッズクラブでは、利用いただく皆様に、傷害見舞金制度にご加入いただくとともに、傷害見舞金制度負担金（お子さん1人につき年額500円）を負担していただきます。

放課後キッズクラブで配付している専用の『払込取扱票』にて、傷害見舞金制度負担金をお支払いいただき、放課後キッズクラブの利用申込み手続きをしてください。

また、「傷害見舞金制度負担金のお振り込みと放課後キッズクラブの利用申込み方法について及び「傷害見舞金制度に関するQ&A」も、あわせてご一読ください。

以下の内容は2019年度の内容となります。2020年度の内容については、[内容がわかり次第お知らせします。](#)

【傷害見舞金制度とは】

放課後キッズクラブの活動中及び放課後キッズクラブと自宅の往復途中（自宅への一時帰宅も可）に発生した事故等による怪我で、児童が医療機関等を受診した場合に、見舞金が支払われる制度です。

(1) 傷害見舞金制度負担金

お子さん1人につき年額500円

(2) 傷害見舞金

内容	見舞金額*
通院（1日目から）	2,350円/日
入院（1日目から）	3,500円/日
死亡	250万円
後遺障害	7万5千円～250万円

*見舞金制度のため、医療機関にかかる全額が補償されるものではありません。定額の支払いとなります。

(3) 対象となる事故の範囲

- ① 放課後キッズクラブ利用中のお子さんの事故
- ② 放課後キッズクラブと自宅の間を往復途中のお子さんの事故（交通事故も含む）

(4) 支払方法

ゆうちょ銀行または郵便局のATMにおいて、放課後キッズクラブで配付する『払込取扱票』を用いてお支払いください。

なお、ゆうちょ銀行の口座をお持ちの場合は、ATMにおいて、電信振替*ができます。

*相手の口座へ預かり金を振り替える送金方法

(5) その他

- ・利用申込みの際に提出していただいた個人情報については、見舞金の請求のために契約保険会社に提供することがありますのでご了承ください。
- ・市内で転校し、転校前に傷害見舞金制度負担金をお支払いいただいている場合は、新たに傷害見舞金制度負担金をお支払いいただく必要はありません。
- ・事故発生日から3か月以上経過しても保険金請求にかかる案内が届かない場合は、こども青少年局放課後児童育成課までご連絡ください。

《連絡先》

こども青少年局 放課後児童育成課 傷害見舞金担当宛て

電話番号：045-671-4152 FAX：045-663-1926

※問合せ先については4月中旬以降変更となる可能性がありますので、横浜市ホームページでご確認いただくか、キッズクラブへお問合せください。

8 利用申込み

放課後キッズクラブの利用にあたっては、次の手順で利用申込みをお願いします。

(1) 傷害見舞金制度負担金の振込み

放課後キッズクラブで配付している傷害見舞金専用の『払込取扱票』に必要事項を記入し、傷害見舞金制度負担金を、お近くのゆうちょ銀行又は郵便局のATMでお支払いください。

(2) 『振替払込請求書兼受領証』又は『ご利用明細票』の『放課後キッズクラブ利用申込書』への貼付

傷害見舞金制度負担金をお支払いいただいた後は、受け取った『振替払込請求書兼受領証』（窓口の場合）又は『ご利用明細票』（ATMの場合）のコピーをとり、コピーを『放課後キッズクラブ利用申込書』に貼付してください。

なお、手元に残った『振替払込請求書兼受領証』（窓口の場合）又は『ご利用明細票』（ATMの場合）の原本については、ご家庭で保管してください。

(3) 書類の準備

利用申込みに必要な書類を揃えてください（登録を希望する利用区分や保護者の就労状況等によって提出書類が異なります）。

- ・利用区分1への登録を希望する方・・・放課後キッズクラブ利用申込書（記入例参照）
- ・利用区分2への登録を希望する方・・・放課後キッズクラブ利用申込書（記入例参照）
+ 各種証明書等

【利用区分2に登録する際に必要な各種証明書等】※市指定の様式の書類を使用してください

保護者の状況	各種証明書等
会社員、公務員等	
勤務予定者	<u>就労（予定）証明書</u>
産休中及び育休中	
自営業	<u>自営業従事者等申告書</u>
病気の方 看護・介護中の方	<u>病気・障害等申告書</u> ※診断書を添付してください。
障害のある方	<u>病気・障害等申告書</u> ※身体障害者手帳等、障害の状況が確認できる書類を添付してください。
求職中の方	<u>求職活動申告書</u>
在学中（中学生、高校生除く）	<u>学生証の写し又は在学証明書</u>
震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている方	<u>罹災証明書*</u> ※地震による家屋損壊…区役所 地震による火災・消火損、火災及び風水害による被災…消防署 で発行しています。

※証明書等をご提出いただけない場合は、利用区分2への登録はできません。利用区分1への登録となります。

※保護者とは、そのお子さんの父母又は父母に代わって養育している者のことをいいます。

(4) 申込書類の提出

準備していただいた書類を揃えて、放課後キッズクラブへ提出してください。
提出期限など詳しいことは放課後キッズクラブまでお問い合わせください。

9 利用の決定

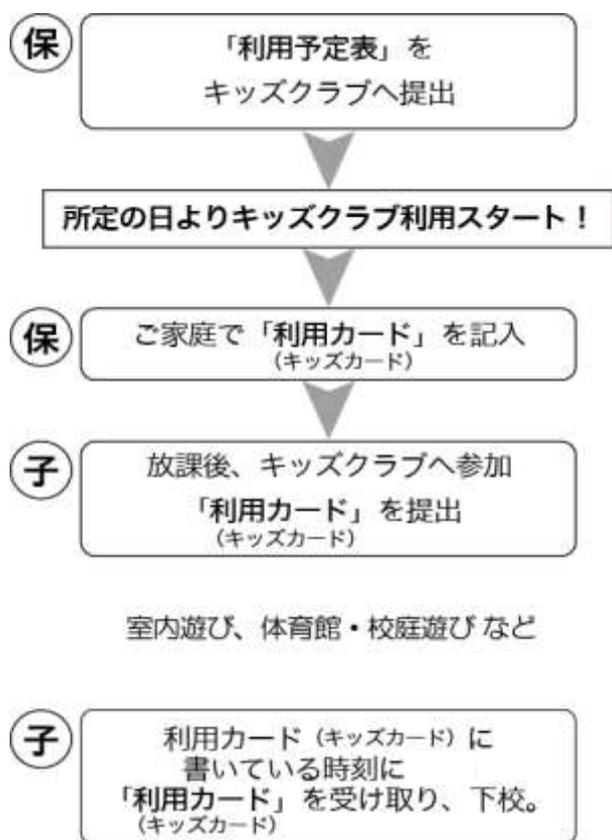
ご提出いただいた利用申込書の記入内容に不明な点があった場合や、利用区分2への登録をお断りさせていただく場合等は、放課後キッズクラブ又は運営法人：公益財団法人よこはまユースから事前にご連絡させていただきます。

特に連絡がない場合には、原則、利用申込書に記載した利用開始希望日から利用することができます。

キッズクラブへの登録が済んだら、利用開始日に向けての準備をお願いします。
次ページ以降の利用方法等をご確認のうえ、安全・安心なキッズクラブのご利用となるよう、保護者の皆さまのご理解とご協力をよろしくお願いします。

キッズクラブのご利用について

10 利用方法



毎月配布する『キッズニュース』などをご確認いただき、キッズクラブで決められた締切日までに、翌月分の「利用予定表」をご提出ください。

★新1年生：「4月の利用予定表」は、決められた日までにご提出ください。

※利用区分1の場合は、お子さんがお持ちいただいても結構です。

★予定を変更する場合は、必ず事前にご連絡ください。

登校前に「今日、キッズクラブを利用するかどうか」をお子さんをご確認ください。

※キッズクラブ利用日は、お子さんに「利用カード（キッズカード）」（**必須事項：帰宅時間、お迎えの有無、保護者押印**）を持たせてください。

★キッズクラブでは、「利用予定表」をもとに当日の出席確認を行います。

★「お迎えなし」での下校時刻は、30分毎（毎時00分・30分）です。

下校時の安全確保のため、日没時間に合わせ、午後5時前でも「一人帰り」できる時間が異なります。毎月発行する『キッズニュース』などでご確認ください。

【お願い】

お子さんが安心して利用していただけるように、個別支援学級、通級指導教室に在籍するお子さんや、療育手帳（愛の手帳）などの手帳をお持ちのお子さん、配慮を必要とするお子さんの受け入れにあたっては、事前に保護者・お子さんとの面談をお願いしています。ご利用前に、キッズクラブスタッフまでご相談ください。

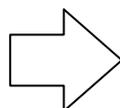
11 事前の利用予定

(1) 「利用予定表」提出のお願い

キッズクラブで決められた締切日までに、翌月の「利用予定表」の提出をお願いします。

(2) 利用予定の変更について

- 「利用予定をしていたが、休みたい」
- 「利用予定をいれていないが、利用したい」
- 「利用する日なのに、利用カードやカードへの記入を忘れた！」
- 「帰宅時刻を変更したい」



事前にキッズクラブへ必ずご連絡ください。

当日の変更は、お電話でお願いします。

確認のためキッズクラブで把握している保護者の電話番号へ折り返しの電話をする場合がありますのでご了承ください。

- 「学校を休んだが、キッズクラブは利用したい」⇒ 原則として、病気等で学校を休んだ日は利用できません（学級閉鎖の場合、お子さん本人が発症していなくても利用できません）。

※利用予定日に連絡なく欠席している場合（利用の有無・お子さんの所在が確認できない場合）は、保護者等連絡先にご連絡します。

12 おやつについて

午後5時以降も利用するお子さんにはおやつを提供します。おやつは昼食と夕食の間の補食として位置づけ、満腹にならないよう配慮します。

お子さんの食物アレルギーについては、利用区分に関わらず、必ず「放課後キッズクラブ利用申込書」の「Ⅲ 食物アレルギーについて」に記入し、学校に提出する「学校生活管理指導表」の写しを合わせて提出してください。なお学校生活では提供されない食物（そば、くるみ等）に対するアレルギー疾患を持つ児童等、学校生活管理指導表を学校に提出していない場合でも、医師の診断に基づく「学校生活管理指導表」(写)をキッズクラブへ提出してください。また利用申込書の提出後に、食物アレルギーが判明した場合は、速やかにキッズクラブのスタッフへお知らせください。

なお、おやつの持ち込みはご遠慮いただいています。特別の事情がある場合等は、別途ご相談ください。

13 利用料等の支払い方法

キッズクラブの利用に伴い、次の利用料及びおやつ代等が発生します。

(1) **利用区分2** の利用料とおやつ代の支払方法

- ① 利用予定表をご提出ください。
- ② 原則として、キッズクラブで決められた締切日までに、利用回数分を現金でお支払いください。領収確認として、レシートをお渡します。
※原則、おやつ代の返金はできませんのでご了承ください。

(2) **利用区分1** の利用料とおやつ代の支払方法

利用日のお迎え時に「一時(単発)利用料(1回800円)」と「おやつ1回分100円」をお支払いください。領収確認として、レシートをお渡します。

(3) 材料費・プログラム参加費等の支払方法

実費相当額を現金でお支払いください。領収確認として、レシートをお渡します。
支払い方法は、キッズニュース等でお子さん・保護者にお知らせします。